

保健福祉子ども委員会記録(No.16)

1 日 時 令和7年10月16日(木)
午前10時07分 開会
午前11時56分 閉会

2 場 所 第6委員会室

3 出席委員(9人)

委員長	金子秀一	副委員長	森本由美
委員	中村義雄	委員	西田一
委員	小松みさ子	委員	中村じゅん子
委員	伊藤淳一	委員	柳井誠
委員	小宮良彦		

4 欠席委員(1人)

委員 松岡裕一郎

5 出席説明員

保健福祉局長	武藤朋美	総合保健福祉センター担当理事	古賀佐代子
総務部長	正代憲幸	総務課長	和田訓尚
計画調整担当課長	溝口誠	地域共生社会推進部長	田中直子
保護課長	勝野尚幸	長寿推進部長	東郷幸代
長寿社会対策課長	徳永晶子	健康医療部長	小野祐一
健康推進課長	奥栄治	保健所担当部長	上野朋子
精神保健福祉センター所長	小松未央	子ども家庭局長	小林亮介
子ども家庭部長	岩村恭代	総務企画課長	井上智史
子ども総合センター所長	藤田浩介	子ども総合センター次長	赤塚直人

外 関係職員

6 事務局職員

書 記 岩 瀬 美 咲 書 記 山 下 絵 美 理

7 付議事件及び会議結果

番号	付 議 事 件	会 議 結 果
1	陳情第52号 生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情について	継続審査とすることを決定した。
2	陳情第42号 8020運動「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」の推進に関する決議について	継続審査とすることを決定した。
3	行政視察について	行政視察の事前研修のため、本市での取組等について別添資料のとおり説明を受けた。

8 会議の経過

(10月8日付人事異動に伴う人事紹介を受けた。)

(陳情第52号について文書表の朗読後、口頭陳情を受けた。)

○委員長（金子秀一君）開会いたします。

本日は、陳情の審査を行った後、所管事務の調査を行います。

初めに、陳情の審査を行います。

陳情第52号、生活保護利用者の死亡に際して、生存中に利用したおむつ代などの費用を保護費において支給することを求める陳情についてを議題とします。

本件について、当局の説明を求めます。保護課長。

○保護課長 それでは、陳情第52号につきまして、当局からの考え方を御説明いたします。

おむつ代や介護タクシーの取扱いにつきまして、生活保護の実施要領には、臨時的最低生活費としておむつ代の支給要件を定めており、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければならない緊急やむを得ない場合に限り、臨時的に認定するものとしております。また、先ほどの介護タクシーですけれども、医療扶助に関する移送費の取扱いにつきましては、医療機関に電車、バスなどにより受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合など8項目に該当する場合であって、医療要否意見書などの審査によって必要と認められた方に対して給付されるものでございます。どちらも生活保護受給中の方の申請に基づいて給付されるものでございます。

生活保護受給者の方が亡くなられた場合の取扱いにつきましては、生活保護費の支給は受給者の最低限度の生活の需要を満たすことを目的としておりまして、そのため、受給者の生存中の保護費で未支給のものを求める権利につきましては、保護受給者の死亡によって消滅し、相

続の対象とはなり得ないとの判例が示されております。そのため、亡くなられた後に第三者の申請によって支給することはできないものとなっております。

さらに、本件のおむつ代等の支払いにつきましては、事業者などと生活保護受給者との間で行われるものでございまして、事業者などが福祉事務所に請求することはできないものとなっております。

これらのことから、故人、亡くなられた方が生前に使用したおむつ代や医療扶助の移送費については事業者に支給しておりません。

そのため、例えばですけれども、単身の生活保護受給者の方が入院中で退院困難な場合などには、必要に応じまして、金銭管理を行っていただいている御親族や医療機関などに対しまして、受給者の亡くなられた後は扶助費の支給ができませんということや、扶助費の申請については1か月単位でなくても早めに行えますというような内容を、担当ケースワーカーが事前に周知や助言を行うことで、扶助費が適切に支出されるように努めているところでございます。

おむつ代などの一時扶助につきまして、法律や国の実施要領に基づき適切に実施することが求められておりまして、引き続き適正な事務の執行に努めてまいります。あわせて、生活保護受給者やその関係者の方が機会を逸することがないように扶助費の支給の申請が行えるよう、周知に努めてまいります。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） ただいまの説明に対し、質問、意見を受けます。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁を願います。質問、意見はありませんか。中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） まず、この陳情の言われていることはもっともだなんて思っています。表現は悪いですけど、貸している大家とかからすれば、逆に言ったら皆さんが踏み倒しているっていう、そういう話にも言い換えられるんじゃないかなと思うんですね。ちゃんと市役所も入って契約して貸しているのに、そちらの言い分はあるんでしょうけど、結果的に大家とか事業者の側からすれば入ってこんわけだから、踏み倒されているわけですね。それについてはどうのお気持ちなのかなというのが1点聞きたいのと。

これは生活保護制度なので、工夫して、制度として何らかの支払うやり方、そういうのは一ミリもない話なのか、一ミリもないから国にやり方を変えてくれっていう話なのか、他の政令市でこういうのを支出できるようにしているところがあるのか、そこを教えてもらえますか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 今中村委員がおっしゃられたような、事業者の方とか先ほどの家主の方とかがお困りになっているということは私も今聞きまして、それは何かしらの対応ができればと思うんですけども、もともとの考え方が、生活保護受給中に、生活保護を受けられている方と事業者とのやり取りでございまして、それを生活保護を受給されている方がこうやっておむつを使いましたって申請行為があつて、それで福祉事務所はそれを認定して本人にお支払いして、本

人が事業者の方にお支払いするっていう、その流れが今生活保護法で言われている流れでございますので、おっしゃられるように、国に対してはこういうことが起こっているということをお伝えしようと思っておりますけども、すぐにはあれですが、折を見て相談してみようと思っておりますけども、これについて、お亡くなりになられた時点で申請行為がなかったということであれば、今の時点ではなかなか難しいのかなと思っております。

他都市につきましては、今詳細は存じ上げておりませんので、調べていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 契約関係のことは分かりますけど、亡くなっているからできないんですよ。できるのにやっていないわけじゃないじゃないですか。亡くなったから保護課に申請のしようがないわけよね。だから、そこの部分だけは何かできんかちゅう話が今回の陳情でしょう。だから、普通のときの事業者からおむつを購入して申請するという話とは状況が違う話でしょう。申請できるけどしていないのではなくて、亡くなっているから申請自体ができなくなっているわけでしょう。というので、そこのお金のやり取りは起こっているわけだから、結局事業者側からしたら泣き寝入りしかないから困るって話でしょう。

だから、今のお話は、実際にもう今までお金を、おむつを支払うのを認めている実績があるにもかかわらず、ひょっとしたら、これがなければ、そこが本当にそういうことがあったかどうかという議論はあるかもしれん。けども、既にそういう実績があって、そのことが履行されているってのは明らかに確認できるにもかかわらず、今のおっしゃったルールで、事業者に泣き寝入りせえって言うようにしか聞こえないんですよ。それは普通、おかしくないですかっていう話ですよ。

例えば、私の親がおむつを借りとって、親が亡くなりましたと。親が使った分って子供が払うじゃないですか。この人が亡くなったから払わんでいいですよとか、なりますかって話ですよ。それを、事業者からすれば当然、誰か払ってくれてのは当たり前なことだし、私は、国の制度なんでこれは絶対できんのか、それともできる余地があるんですかって今質問しているわけですよ。国の制度なので絶対一ミリもできる隙間はありませんっておっしゃるんなら、国に言わないけん。他都市も含めて可能性があるなら、これは絶対解決する方法を見つけるべきじゃないでしょうかという意見で、どこまで国が限定しているのかって確認しているんですよ。分かります、質問。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 今おっしゃられているのは、亡くなられるときに申請行為がない場合でも、それについては福祉事務所でというようなお考えだと思うんですけども、まず生活保護の場合は、扶助費をするのは補足性の原則で、足りない分……。

○委員長（金子秀一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 質問の内容だけ答えて。要らんことを答えていいけん。国で限定されているんかどうかってのを私は聞いているわけだから、そこを答えてよ。

○委員長（金子秀一君） 総務課長。

○総務課長 中村委員のおっしゃるとおり、受給者の方が亡くなられた後に請求権がない、で、事業者にお金が支払われないというのは、実態としてやはりおかしい面があるんじゃないかというのをおっしゃるとおりかと思います。先ほど保護課長が御説明したとおり、判例によれば、受給者の方が亡くなられた後は請求権がないので、今北九州市におきましてもそのあたりは支給していないということなんですけれども、本当にここが支給できないのかどうかということにつきましては、今、保護課が国に疑義照会をかけているところでございます。なので、そういった国の正式な回答なども待って、その後どう対応していくかということは考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 中村義雄委員。

○委員（中村義雄君） 分かりました。だから、最後に意見だけ申し上げますけど、事実としてそういうふうには絶対払っているってのが分かっているにもかかわらず払わないというのは世の中としておかしいですよ。だから、そこが何か工夫の余地があるんであればやってほしいと。今確認中だということなので、国がこれは絶対認めんと言うのなら、国に認めるように動いていただきたいと思います。国はそこまで言っていないよと、判例といたってそれが全部該当するかどうかは分からんじゃないですか。何のことの部分が判例で規定されているのかってことでしょう。違う道でできる可能性だってあるわけじゃないですか。国はそこまで言っていないなら、ぜひ、他都市のこともまだ調べていないみたいですから、他都市のことも調べたり、僕はこれは払うべきだと思いますよ。そうしないと、事業者は生活保護の人に貸せませんよ、こんなことが起こるって分かっとなら。踏み倒されると一緒にやけ。亡くなった方は全然悪くないのに、結果的には踏み倒されとるわけですからね。そんなことが絶対ないようにしてほしいなど、行政なんですからね。行政の信頼を失う話になると思いますんで、ぜひまず国に確認して、しかるべき対処をよろしくお願いします。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私も同じような感覚を持っているわけですけども、陳情者の言われるように、これは誰が見ても、一般的な感覚として理にかなっていないということですよね。これが理にかなうなんていう感覚自体がおかしいんであって、じゃあどうするかということだと思うんですね。現実的にこれがまかり通るんならば、利用する人と事業者の分断が起こるし、事業者が選択するようになっていくんじゃないですか。今でも厳しいわけでしょう。小さな事業所の運営状況ちゅうのは、今もそうですけど、どんどん厳しくなっているじゃないですか。そういう中で、こういうことがまかり通ること自体、放置されていること自体がおかしいんであって、利用者と事業者ってのは連携していくわけです、お互いの信頼関係の中でね。こうい

うケースが増えてくると、事業者もこういった方を対象にしないとか、選択するようになってくるといふ、さっき言われた分断が起こるといふ、あつてはならないことが起こってくるといふことが十分考えられるわけですね。

ちょっと質問が外れますけども、本人の申請申請って言われますけど、質問なんですけど、独り暮らし、誰も身内がないといふ、本人が申請できない場合は、誰が申請するんですかね。申請能力がない、申請できる環境じゃないといふところにある人はどうなるんですかね、その場合の事業者の対応は。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 先ほど申しあげましたように、例えば金銭管理していただける方とか知人の方とかそういう方がいらっしゃれば、見守りをしていただいている方とかが本人の意思を確認して、代理で、代理っていいですか、本人の申請書を代筆して出されているっていう場合がございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）じゃあ、例えば施設に入っていたり入院していたりして、そのケースワーカー、例えば担当者がそういう管理をしていたならば、結局は最終的に、その病院とか施設の負担になるということになるんですかね。本人ができないなら。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 施設等に入れまして、施設で恐らく金銭管理とかをしていただいている形でございますよね。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）ケースであつたらね。もしそういう場合があつたら。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 施設でそういう金銭管理をしていただいているパターンがございますので、その場合につきましては、金銭管理していただいている施設の御担当者の方が御本人の意思を確認されて申請書を出していただいていると認識しております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）非常にそこで曖昧な点があるわけなんですけども、いずれにしてもやっぱり事業者の負担というところに行き着くわけですね。冒頭申しましたように、誰の感覚から見ても、今日の陳情者が言われるように理にかなっていないといふ、これに尽きるといふんですよ。であるならば、早くこういう状態を改善していくという手だてを打っていくのが我々の役割だと思ふんですよ。もっと国に強く訴えるといふか、疑義照会等々、さっき説明がありましたけども、そうではなくても、じゃあ市としてどれぐらいできるのかということも併せて考えていくといふことも必要だと思ふんですけども、国がしないならば、じゃあ市としてできるというところでの、しようといふ、こういった考え方はないんですか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 生活保護業務は機関委任事務でございまして、生活保護法や実施要領、問答集に基づいて実施させていただいているところございまして、ですので、市として何かできないかと言われますと、私どもとしましては、実施要領等に基づいて実施するという形でしかお答えが難しいかなと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）であるならば、もっと強く国に言うべきですよ、何回も何回も。そういう市からの積極性をを見せていけないんじゃないですかね。いかがですか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 国に対しては疑義照会等を今してございまして、すいません、先ほど言い間違えました。法定受託事務でございますので、やはりこういう状況については、先ほども申しましたけども、折を見て国には相談していきたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）生活保護の行政が法定受託事務ということは分かって言っているんですけども、だからこそこういういろんなレアなケースが起きてくるわけです。地域によっていろんなことが出てくる。そういったときに、国の法定受託事務だから市は知らんぷりなんて、そんな冷たいことはあってはならないのであって、そういう制限がある中でも国としてどういうことができるのか、これを是正させるためにはどういった手だてをしないとイケないのかというもっと突っ込んだ協議というか、そういったものをぜひやっていただきたいと思えます。以上です。

○委員長（金子秀一君）ほかにありませんか。柳井委員。

○委員（柳井誠君）生活保護行政は、最初に課長から答弁があったように実施要領に基づいて行われ、それは申請に基づいてのみこのようなその他扶助が支給されると。そして、死亡によってその申請権は消滅して、死後はできないと。唯一例外は、葬祭扶助が、葬儀が完了するまでに執行人が申請することができるわけですけども、そこは実施要領が厳然としてある限りそれを逸脱することができないというのは理解はするわけですけども、現実には、最初の説明で、単身者の入院の場合、金銭管理を行っている親族などが早めに、本人の意向を受けて申請を行うことができると伝えていて、また、その周知に今後努めてまいりたいという答弁があったと思えます。ただそれでも、このような焦げつきと言ったらいいですか、事業者が負担するような事態が、数は当局も掌握していないということなんですけれども、一部であっても起こっているということは、重篤な状態になっている生活保護受給者及びその親族にケースワーカーからの十分な説明が不足しているんじゃないかと思うんですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 今柳井委員から御質問いただきましたケースワーカーからの説明、周知の形でございますけれども、先ほど考え方で御説明させていただきましたが、身寄りのない生活保護の方が入院中で、退院困難になられた場合、重篤になられた場合については、金銭管理を行っていただいている方に死亡時の扶助費の取扱いとか早めにおむつ代の申請を行っていただくということを周知していくんですけれども、たまたまですけれども、あした、全体の保護課長会議がございまして、その中で今日陳情いただいた内容について各保護課の課長に説明をしたいと思っております。それでその後、例えば今後の新任者研修とか、あと福祉事務所内でOJT研修とかやっていますので、その中でこういうおむつ代の取扱いについては早めの申請というのをお願いするよという事で伝えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 柳井委員。

○委員（柳井誠君） それはこのおむつ代に限らず、おむつ代などという陳情ですから、介護タクシーの利用に関しても事業者の焦げつきにならないように、それも利用したらすぐ申請するという、介護タクシーの場合は事前の審査が非常に厳重な審査があつての申請になると思うんですけれども、ぜひそれも併せて徹底していただきたいと思います。

それで、この実施要領ですけれども、今陳情のあつた民間の事業者の焦げつきになってしまつているという状況は恐らく本市だけに限らないと思うんですね。ですから、厚生労働省への問合せも必要だとは思いますが、機会があれば政令指定都市の担当課長会議などで状況も把握した上で、改善すべき余地があれば実施要領の改正ということで意見を上げていただきたいと、これは私の意見といいますか、できればそうしていただきたいと要望をしておきます。

○委員長（金子秀一君） 要望でよろしいですか。はい。ほかにありませんか。小宮委員。

○委員（小宮良彦君） 小宮でございます。お伺いします。

おむつ代、死亡した場合は不支給、その時点で失効されるということですが、事業者負担、病院であれば、また施設であれば施設側からの請求とかになつて、厳格に精査して支給されると思はれますが、ここでちょっと気になるのが、金銭管理と先ほどおっしゃられましたが、御家族が金銭管理する場合がありますし、いろんな身近な人とかが申請をすればオーケー、代理人が申請すればオーケーみたいな感じ、代理人ですね、委任状とかはしっかり取つた上での作業になると思うんですが、その辺は委任状なしでもいいんでしょうか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 先ほど私が詳しく説明していなかつたんですけれども、まず申請書につきましては、身近な方とか身寄りの方の代筆でございます。申請書に代筆していただいて、本人の意思を確認していただいて、本人の印鑑を押していただきます。実際にお金を受け取られる場合には、受領委任状というのがございまして、本人が受領を委任したという内容も金額もきちっと明記していただいた受領委任状を準備しておりますので、そこに御記入いただいてその金額を受領していただくという形を取らせていただいております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。

少し関連して御質問させていただきたいんですけど、こういう支給できないということが発生しないように、僕の中では生活保護受給者の方は扶養の義務者がいないという認識の上、保護決定がされるという感覚であります。であれば、成年後見制度という立派な制度があるんですけど、その辺の御紹介をして、受給者がしっかりと生活して、金銭管理とかを安心して生活できるようなサービスが、社会資源があることを御提示されていますか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 実際に成年後見制度を使われている生活保護受給中の方もいらっしゃいます。それ以外に、社会福祉協議会がやられている金銭管理の、ちょっと名前を忘れましたが、すいません。日常生活自立支援事業、そういうのがございまして、そういうのを利用も実際させていただいております。いろいろな形で、先ほど扶養義務のお話をされましたけども、扶養義務はされていなくても実際に相続される方もいらっしゃいますし、ですので、お亡くなりになられたときにその相続人とかに事業者の方がお支払いをお願いされたりとかということもございまして、その辺を私どもは今おっしゃられたようにそういうのも取り組みながらやっておる次第でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。

社会資源がしっかりと本市でもあるのは理解をしています。しかし、こうやって事業所がおむつ代を肩代わりする、泣き寝入りするという表現もいかどうか分かりませんが、そういうことがないように、事前にそういう社会資源を皆さんに広報して、安心して生活できるようなそういうシステム、仕組み、私も戸畑にいますのでウェルとばたへよく行くんですけど、ポスターを貼っているだけで、そういう啓発活動とかも少ないかなと思っております。こういう制度がありますという啓発をもっとして、生活困窮者がこういう制度を無料もしくは低額で受けられるはずですので、そういう啓発活動を今後続けていただいて、事業者が泣き寝入りしないでしっかり請求できるようにしていただけたら幸いです。これは最後に私の要望になります。ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君）ほかに御質問、御意見はございませんか。西田委員。

○委員（西田一君）そもそものところを伺いたいんですが、サービス給付に紙おむつは入っていないんですよね、日常生活用品ということで。あと、紙おむつ以外に、生活保護受給者で介護サービス利用者の方は、日々どういったケースがあるんですか、紙おむつ以外に。同じようなケースでですね。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 生活保護法で先ほど言いました臨時的に出してもいいというような規定が、おむ

つ代と、先ほど出ておりました医療移送といたしますか、施設から例えば病院に搬送されるときの移送費ぐらいかなと思いますけども。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 例えば自治体によっては、おむつに助成金、補助金を出しているところがあると思うんですね。なので、生活保護受給者に対して何らかの形で、何も生活保護制度に基づかなくても、おむつを補助する、助成するということはもちろんできると思うんですね。だから、国に照会して国の返事を待つとかということも、それはそれで制度上は正規の手続なのかもしれないですけど、特別養護老人ホームだの何だの、入所施設が主になると思うんですけど、事業者と例えばケースワーカーの信頼関係とかもあって入所に至ることも間々あると思いますんで、何かそういった市でできる工夫みたいな、市でできる制度を別につくってもいいんじゃないかなと思うんですよ。例えば、大体おむつが1枚100円として、1日3回替えて300円、じゃあ月に1万円とか、事業者に例えば1万円を立て替えて、実際に使った枚数を計算してもらって月末で処理するとか。

今、生活保護受給者で介護施設に入られている方って市内にどれぐらいいらっしゃいます。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 すいません、介護施設にどれだけ入っているか、今数字を持ち合わせてはいないんですけども、先ほどおっしゃられた例えば特別養護老人ホームとか養護老人ホームとか、介護老人保健施設などは、介護保険で施設費っていたしますか、そちらのほうでおむつ代がたしか含まれていたと思います。ですので、今恐らく問題になっている、陳情で言われているのは、介護保険とか例えばそういうのに該当しない施設で、そこに入所されている方について恐らくおむつ代をその施設で出されていてっていうことかなと私は思っております、ですので、移送費についても特別養護老人ホームとかであればその施設の中に入っていたりしますんで、移送費について私どもが認定する分については認定していると。特別養護老人ホーム以外の施設について、そういう形になっているかなと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） 今日のような場合は、介護保険課とかも説明員で同席していただきたいですね。その辺の制度に基づいて僕が今質問した場合の答弁ができないじゃないですか。

中村じゅん子委員、どういった施設が考えられるんですかね。小宮委員でもいいんですけど。

○委員長（金子秀一君） 中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 私が言うのもおかしいですけど。

今多分保護課長が言われたのは、施設に入ると、介護保険の施設費の中におむつも入っているし、病院に行くときは施設の職員が連れていくので、改めて移送費とかは発生しないんですね。なので、今陳情されているのは在宅、有料老人ホームとかも含めた介護施設じゃない在宅の場合はということだと思えますよ。西田委員がおっしゃるとおり、在宅の高齢者、生活保

護にかかわらず在宅の高齢者にはおむつ給付があるので、そのことをおっしゃっている。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）そういうことですね。だから、確認しようがないんだよね。介護保険課がないから、サービス給付担当課がないから確認できないんだけど、本当は陳情者に聞きたいんだけど、これはだから在宅のサービス受給者に関してのことを言っているんですかね。

○委員長（金子秀一君）答弁をお願いします。保護課長。

○保護課長 一応、在宅と、生活保護上、居住と認められる施設、サービス付き高齢者向け住宅……。

○委員（西田一君）有料老人ホームとか。

○保護課長 有料老人ホームとかです。おっしゃるとおりです。有料老人ホームとかについて、おむつ代を支給しているという形でございます。先ほど西田委員がおっしゃられていたおむつ給付サービスというのが市のホームページに上がっております。これについては、失禁等のため常時おむつを使用することが必要な在宅の寝たきり及び認知症高齢者に対しておむつの給付を行いますということで、要介護度によって助成の対象金額が違うんですけども、要はそういう助成は市としてやっておるようでございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）生活保護受給者はその助成制度は使えないんですか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 生活保護受給者ができないとはここには書いてはございませんので、すいません、後で確認させていただきたいと思います。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）だから、もし生活保護受給者がその助成制度を使っていれば、事業者が回収できないということはなくなるんじゃないですか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 先ほどのおむつ給付サービスですけども、これについては生活保護の方も使えるということでございまして、私どもとしましては、そこを使っていた後、それでも常時失禁状態であればその分について出すという形を取るのかなと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）だから、ケースワーカーがまず受給者に、おむつが必要なのでこの助成制度を使いましょうねというところ、入り口からそうすると、相当事業者の負担が、だから事業者が一枚一枚、本来一枚一枚請求しないといけないんですか、おむつ代って。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 一枚一枚といいますか、最終的には、例えば何個入りで、スーパーとかに行かれ

たらおむつが売ってあると思うんですけども、その買われた分について実際に消費がなされていたというのであれば、まとめて請求していただいて構いません。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ちょっと混乱してきた。だから、例えば何十枚入りの紙おむつが売っていますよね、1箱というか1袋というか。それをまとめて買って、請求はできるということですか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 実際、常時失禁状態でそれを消費されているというのを確認できれば、領収書としましては、結局、紙おむつが2,000円何ぼとかそういう形で領収書は出てまいりますので、それを私どもとしては申請書に対する挙証資料として添付していただいて審査していることでございますので、それで対応している状況でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ということは、サービス事業者がその方のADLを把握して、大体どれぐらいの頻度でおむつ交換が必要かというのを、1か月にどれぐらい必要かというのをはじいて、例えば月初めにまとめ買いして請求するというのは可能なんですか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 実際の取扱いがどうかというのはあれですけども、実際に使われている状況が分かれば可能だと思います。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ということは、介護サービスを利用するときにはきちっと前もって、大体これぐらい紙おむつが要るよねというのを事業者とケースワーカーがひよっとしたら協議するのかもしれないけど、まずそこできちっと紙おむつを準備して、なおかつ助成制度も活用してもらおうというようなことを、どうなんですかね、あしたの会議でそれをこうしてくださいというのは言えないんでしょうけど、内部で協議して、そういうさばき方をすればいいんじゃないんでしょうか。どうでしょうかね。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 西田委員がおっしゃられるように、今の御議論も踏まえまして、あしたの保護課長会議は口頭でお伝えはしますけども、どういう取扱いにするかというのは本庁内部で考えて、整理して伝えていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） とにかくきちっと、特に終末期というか、せめて心豊かに最期を迎えてもらえるように、介護サービスを円滑に利用して、なおかつ事業者と現場のケースワーカーとの信頼関係がずっと続くようにということをお願いして、終わります。

○委員長（金子秀一君） ほかにございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）今の回答ではっきりさせておきたいことがあるんだけど、今重要なことを言われましたよね。今までは、実績に基づいてという表現だったんですけど、西田委員の質問に対して、そういう月の使用状況があつて大体分かると、だから月初めに請求を出しとけばそれが認められるみたいな、今言われませんでした、そういうことを。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 先ほど西田委員のおっしゃられた内容について、結局、実績がそこで認められればという形で申し上げたつもりだったんですけど、要は、西田委員がおっしゃられたように、最初にまず予定として買われていると。それで、実際に使われて、それで使われた後に最終的に請求されるわけですから、実績……。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）要は実績ですよ。ですから、実績に基づいてということ。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 はい、実績に基づいてでございます。ただ、先ほどおっしゃられたように、レシートについては、最初に買われているわけですから、そのレシートを基に、私どもは申請書とそのレシートが一致しているということが分かれば支給しているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）レシートって、一枚一枚のレシートじゃないんでしょ。1箱とかそういうレシートでしょ、大体レシートってのは。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 すいません、レシートって言い方を。領収書を頂いていると思っておりますので。

○委員長（金子秀一君）レシートか領収書の言い方の違いではなくて、大きく買ったものに対しての申請、それが一枚一枚の申請と、その違いはどうかということじゃないかなと思うんですが。保護課長。

○保護課長 買ったものに対する申請。どう言ったらいいでしょうか。結局、施設にいて使われる方については、一枚一枚もらわれている、現場でどういう取扱いかわからないんですけども、それを全部使われるっていう状況の中で、その証拠書類として出しているものと考えていますけども。

○委員長（金子秀一君）地域共生社会推進部長。

○地域共生社会推進部長 今まで課長が答弁いたしましたとおり、法の制度、実施要領の制度の中で、申請に基づいてということで対応してまいっておりますけれども、やはりそれぞれの方々個別の御事情がありますので、いろんな制度、成年後見でありますとか権利擁護の制度、それからおむつ助成の制度、そういった制度も組み合わせながら、それぞれの方についてどう

いったやり方がいいかということをお個別に進めてまいりたいと思います。例えば概算払いとかそういったことができるかと、そういったことについても国と協議をして、言ってまいりたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）いや、そういうことを聞いているんじゃないで、さっき言われたように、1箱として買ったという領収書とかレシートがあればそれはそのまま請求できるかということですよ、実績として。それさえあれば。何かよく分からない。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 1箱で買われて、それを要は確実に消費されたという事実が分かれば、その分はできます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）保護課長、すいません。恐らく質問の趣旨としては、何枚入りかで買われて、レシート、領収書で判断すると思うんですが、その買った状態で亡くなった際に、余りの計算とか、一枚一枚申請するのかというお話だと思うんですが。保護課長。

○保護課長 それについては、枚数で割り戻してもらおうとか、事業者で御判断いただければと思いますけれども。

○委員長（金子秀一君）恐らく今の内容は、事業所ではなくて個人で買われた中身ではないかなと思うんですけれども。保護課長。

○保護課長 今、個人が自宅でお亡くなりになられた場合の話ということでよろしいでしょうか。その場合は、お買いになったレシートで確認をするしかございませんので、そのレシートを提出していただくという形になろうかと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ちょっと確認です。箱というかワンパック、1個に24枚入りとか、そういう買い方を多分皆さん在宅にいらっしゃる方はしていらっしゃると思います。その場合は、そのワンパックの領収書を申請していただいたらそれで払出しをされていたと認識しておりますので、それで間違いございませんか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 今おっしゃられたように、在宅の場合は、ワンパックで買われた分の領収書、レシートに基づいてお支払いしております。先ほどの施設の分については、施設が管理されていて、一個一個、要は単価と数量を掛けた分で請求をたしかしていただいていると思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）小宮委員。

○委員（小宮良彦君）ありがとうございました。

施設の場合は、大きく業者が箱で1トンぐらい、ぼんと入れますので、そこを小分けにして、各個人とかに一枚一枚の単価を丁寧にして、その後に集計をして申請をかけるという認識です。

在宅にいらっしゃる方は、要介護3以上の方もしくは必要とされている方という認識でおります。ワンパック、御家族の方もしくはヘルパーが買ってくることもあるかと思えます。それで、パック何枚入りのレシートを申請して、そのお金が後々、翌々月ぐらいに給付されるという認識ですね。余った分に関しては、個人で、足りないときとか、さじ加減をする、お守りとか、ちょっと置いておいて使っていただくという感じでよろしいですよ。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 そのとおりでございます。以上です。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）要は、在宅と施設とで考え方が違うということですよ、請求の仕方が。そういうことですよ。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 確認をする上では、在宅と施設では先ほどおっしゃられたとおりだと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）そこがしっかり確認できとけば問題ないと思います。

○委員長（金子秀一君）ほかに。西田委員。

○委員（西田一君）ごめんなさい、さっき終わったつもりだったんだけど。じゃあ、施設で在宅サービスの場合、さっき小宮委員がおっしゃったように一枚一枚の計算になるのかもしれないんですけど、とはいえ在宅サービスなので、制度的には居宅とサービス給付に関しては同じと思うので、じゃあ施設に関して、施設の在宅サービスの場合でも、例えば月の頭に、大体一月これぐらい使うでしょうからこれぐらい買っときましようか、例えば3パック、4パック買っときましようかということで領収書を出せば、レシートを出せば、それはオーケーってことでいいんですか。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 先ほども申しましたように、事業者の方ということでよろしいですかね。であれば、その買われた分で実績があれば、それを出していただければよろしいかと思えます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）じゃあ、今日もうこれ解決するんじゃないの。

○委員長（金子秀一君）大丈夫ですか、今の答弁。保護課長。

○保護課長 すいません、失礼しました。先ほど私が言ったのは修正させていただいて、亡くなられた後についてということでございますかね。まず、施設に入られた場合については、その施設で管理されているおむつを本人に支給されているという形になろうかと思えます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）いや、じゃなくて、何も施設の倉庫に保管してあるおむつを使うんじゃない

くて、先ほどからの答弁の流れだと、例えば入所するときであったりとかというときに、その方が個別に大体一月これぐらい使うであろうというおむつをまとめて買いして例えば入所したりとか、あるいは、ケースワーカーであったり御家族の方が、一月これぐらい使うよねっていうことでまとめて買いして、それを領収書で出すということができるといえることですよ。

○委員長（金子秀一君） 地域共生社会推進部長。

○地域共生社会推進部長 今のお話、事前に行ってそれを使った分を請求することができるかというお話かと思えます。いわゆる支払いの仕方としては、事前に概算払いという対応ができるかということになると思えます。これについては、その仕組みでありますとか、実際にあとどう精算するのかという技術的なこともございます。他都市の状況でありますとか国に問い合わせるなどして、できる方法がないかということは考えてまいりたいと思えます。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） ティッシュも一枚一枚。じゃないよね。卵は10個売りだけど、1個ずつじゃないよね。紙おむつに限ってってこと。紙おむつは一枚一枚請求するの。例えば何でもいいですよ、大体まとめて売っていますよね。大根や白菜は1個ずつだけど、卵は10個入りだし、いろんなものがまとめて売りしていますけど、ティッシュはじゃあ1箱単位。それとも、ティッシュも大体1箱では買わないよ、5箱とか。トイレットペーパーも6巻きとか12巻きとか入っていますけど、どういう整理をすればいいんですか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○保護課長 まず、ティッシュとか卵とかっていう考え方というよりは、まず生活保護で、そういうものについては生活扶助で金銭給付をしております。今回のおむつについては、これも金銭給付ではあるんですけども、まず臨時的に、要は常時失禁状態の方、ずっとおむつを使われる方、1日に何枚もおむつを使われる方っていう常時失禁状態の方について、本来であれば生活扶助費の中におむつ代って含まれているはずなんですけども、要は大量にというか高額になるという条件の下でおむつ代を臨時的に出しますよっていうのが今回の実施要領に書いてある内容でございまして、それを、施設に入られている場合では施設が管理して一枚一枚請求していただきますし、在宅で御自分で買われている方についてはそのレシートを月でまとめて提出していただければそれで支出しているという形を取らせていただいております。

○委員長（金子秀一君） 西田委員。

○委員（西田一君） だから、有料老人ホームであったりとか、要は在宅の介護サービスを用いる施設に関しても、何も施設で保管しているおむつじゃなくて、個別に、その生活保護受給者に関しては別に紙おむつを準備して、月大体これぐらい使うだろうと。だから、同じことじゃないですか、別に。御本人のアパートなのか自宅なのか、要は居宅でも、有料老人ホームみたいな施設、施設型給付じゃないんだけど、施設でも同じことじゃないんですか。

○委員長（金子秀一君） 保護課長。

○**保護課長** おっしゃられるように、施設で紙おむつを準備していただいている場合と、例えば身寄りの方とかが買って持ち込まれる場合もあろうかと思えます。持ち込まれている場合については、その領収書を基に、先ほど言いました在宅と同じように領収書を基にお支払いをするという形になろうかと思えます。以上でございます。

○**委員長（金子秀一君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** だから別に、施設に入っている、施設での在宅介護の場合も、自宅、居宅と、今の答弁を伺うと、大体月にこれぐらい使うからということで、1パック、2パックか3パックか分かんないけど、その人のADLによるんで、大体1日3枚4枚使うのかな。で、大体解決するんじゃないですか、この陳情って。

○**委員長（金子秀一君）** 保護課長。

○**保護課長** そのときに、入所されている方とか在宅の方が買われたっていう申請を出していたただかなきゃいけないわけですし、なので、先ほどから申し上げておりますように申請書がまず出ているかっていうところでございます。だから、レシートを添付されて申請を出していただいて、その方が、そこで審査とかがあるんですけども、それでお亡くなりになられる前に、急変される前に申請書が出ていて、福祉事務所が手続を早めて支給していれば、その分のおむつ代は支給ができるっていう考え方でございます。

○**委員長（金子秀一君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** だから、まさかおむつを常時使うことになるとは思わなかったけど、例えば施設に入って急におむつを使うようになっちゃったけど月の途中で亡くなったという、こういうケースなんですね、この陳情は。すごくレアというか限定されたケースという理解でいいんですね、じゃあ。

○**委員長（金子秀一君）** 保護課長。

○**保護課長** 私も実際にそういうことが起こっているのかどうかというのは、すいません、把握はできていないんですけども、西田委員がおっしゃられたように、そういうパターンのときに事業者の方がおむつを御本人にお渡しされていて、要は請求ができていないということが起こり得るかとは思います。その場合、もし御親族や遺族の方とか相続人がいらっしゃったら、相続人に請求していただくしかないのかなと考えております。以上でございます。

○**委員長（金子秀一君）** 西田委員。

○**委員（西田一君）** だから、緊急的におむつが必要になったという、その緊急というのは、私がさっき申し上げたような、例えば月の頭に入所しました、在宅サービスを使っています、で、残念ながら月の途中で、月末を迎えずに亡くなってしまいました、だから入所するときはおむつは使っていなかったんだけどというケースということでここは理解していいんですよ。

○**委員長（金子秀一君）** 保護課長。

○**保護課長** 陳情者の方がどういう状況でこれをおっしゃっているのかははかりかねますが、

ただ、おっしゃられるように、そういう急な状態のときに早くケースワーカーに御連絡をいただければ、ケースワーカーで早めの対応ができるかなと思っておりますので、今後はそういう形で周知をしていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）いずれにしても、1つ分かったのは、施設型給付ではない施設での在宅サービスにおいても、その方のケアプランとかADLに関して、大体これぐらいおむつが要るよねと。おむつを使い出したら、大体1日3枚、4枚、5枚、大体みんな一緒だと思うんですよ。それはまとめ買いして、その領収書をもってちゃんと受給できるという、ここは確認させてください。でいいんですよ。

○委員長（金子秀一君）保護課長。

○保護課長 おっしゃられるように、申請者が、要は生活保護を受けていらっしゃる方が御存命の場合であれば、そこは当然申請ができて、私どもから金銭給付をしているという状況でございます。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）であれば、ぜひ今の御答弁を各区役所の保護課長会議であったり、そこはぜひ。だって、皆さん高齢化しています。受給者も高齢者が多いでしょうから、介護サービスとは切っても切り離せない、今後事業者とも切っても切り離せない関係がないといけないので、そこはきちっと周知徹底していただきたいと思えます。

○委員長（金子秀一君）地域共生社会推進部長。

○地域共生社会推進部長 おむつ代の給付につきましては、急に容体が変わった方でありまして、定例的にずっと入院の方でありますとか、お亡くなりになられたときにどういった状態であったかというのはそれぞれ個別の状況もあると思えます。今の制度の中でどういった事務の手順の中でできるか、例えば事前でありましたら概算払いという事務的な取扱いの方法もあるかと思えますが、そういった手続については他都市の状況とか国に確認しながら整理をしていきたいと思っております。いずれにしても、必要な方が申請を必要なときにすぐできるようにということで、現場ではよりきめ細かな対応を心がけていきたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）すいません、また個別にぜひ、どうなったかというのは御報告いただきたいと思えます。

○委員長（金子秀一君）ほかにありませんか。

（傍聴席より発言する者あり。）

○委員長（金子秀一君）不規則発言は。申し訳ありません、口頭陳情は終わっていますので、御発言は御遠慮いただければと思えます。

ほかになければ、本件につきましては慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

御異議なしと認め、そのように決定しました。

次に、陳情第42号、8020運動、80歳になっても20本以上自分の歯を保とうの推進に関する決議についてを議題とします。

事務局に文書表を朗読させます。事務局。

(文書表の朗読)

本件については、議会に決議を求めるものですが、審査の参考とするため、当局の説明を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長 8020運動は、1989年に国と日本歯科医師会が提唱して開始されました、80歳になっても自分の歯を20本以上保とうという運動でございます。

歯は、そしゃく機能、かむ機能、えん下機能、飲み込む機能、構音機能、話す機能等の口くう機能に大きく影響しますので、歯の喪失防止は重要であると考えております。このため、北九州市では、第3次北九州市健康づくり推進プランにおきまして、オーラルヘルスを重点課題の一つとし、80歳で20本以上の自分の歯を有する者の割合を指標に入れまして、各ライフステージの特性を踏まえた取組を実施しております。

具体的には、妊娠・出産期では、妊産婦歯科健診やマタニティー教室における歯科保健指導などを行い、歯や口くうの健康に関する正しい知識の普及啓発に取り組んでおります。乳幼児期では、1歳6か月児及び3歳児に対しまして、歯科健診やフッ化物塗布を行っております。また、4、5歳児につきましては、保育所や幼稚園等におきまして歯科健診を実施するとともに、子ども食堂等におきまして歯磨き指導等を行っております。

陳情にございます義務教育における虫歯予防につきましては、学校で毎年歯科健診を実施するとともに、全市立小学校におきましてフッ化物洗口を、市内特別支援学校小学部におきましてフッ化物塗布を、希望者に対して実施しております。また、市立小学校の2年生と5年生に対しましては、歯科衛生士が、歯の磨き方や歯間ブラシの利用、歯磨き習慣などにつきまして指導を行うなど、歯の生え替わり時期における効果的な虫歯予防に取り組んでおります。さらに、実際に歯と口の健康づくりの取組が優秀な学校に対しましては、教育委員会と連携して表彰を行っているところでございます。

最後に、成人期や高齢期等につきましては、節目年齢で歯周病検診を行うとともに、地域の健康教室やイベントなどにおきまして、歯科医師等の講話や健康教育、個別相談などを実施しております。

こうした取組によりまして、虫歯のない子供や80歳で20歯以上自分の歯を有する人の割合は年々増加しておりまして、一定の効果は確認されているところでございます。今後とも、北九

州市歯科医師会や福岡県歯科衛生士会等と協力しながら、いつまでも自分の歯で食べ物をかんで、充実した生活を送ることができるよう、生涯を通じた歯科口くう保健の推進に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） それでは、陳情の審査を行います。陳情は議会に決議を求めるものとなっておりますので、委員の皆様は陳情に対する意見や執行部への質問をお願いいたします。質問、意見はありませんか。

なければ、本件については慎重審議のため、本日は継続審査としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

御異議なしと認め、そのように決定しました。

以上で陳情の審査を終わります。

ここで、次の議題に関係する職員を除き、御退室をお願いいたします。

（執行部入退室）

次に、所管事務の調査を行います。

本委員会の行政視察については、所管事務の調査に資する取組を行っている都市に視察を行うこととしていますが、この視察が実りあるものとなるよう、事前研修を行います。

それでは、静岡市の終活支援について、千葉市のひきこもり支援について、東京都大田区のほほえみごはん事業について、川崎市の川崎市子どもの権利に関する条例についての参考とするため、本市での取組等について執行部から説明を受けます。

それでは、説明をお願いします。長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 それでは、終活支援について、お手元のタブレットにお配りしております資料、終活支援における静岡市と北九州市の取組についてで御説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。最初に、北九州市と静岡市の高齢化の状況でございます。静岡市の高齢化率は31.2%で、政令市の中で最も高齢化率が高い北九州市に次いで2番目となっております。また、65歳以上の単身世帯は3万5,920世帯で、本市の約半数となっております。

このような背景を踏まえ、静岡市では、高齢者のもしものときの疑問や不安に寄り添うための終活支援の取組を令和5年度から開始しております。

1つ目は、エンディングノートの作成、配付です。令和7年度は、各区役所等で6,500部を配付しております。

2つ目は、終活支援優良事業者認証事業です。市民が安心して終活関連事業者を利用できる仕組みとして、市が事業者を審査し、認証しております。現時点で、認証事業者は2社となっております。

資料2ページを御覧ください。ここから、令和7年度開始の取組でございます。

3つ目の、終活情報登録・伝達事業です。いざというときのための個人情報をも市に登録し、

本人了承の下、お亡くなりになった際などに、公的機関等からの照会に基づき、市が情報を開示するものです。市内に住所を有する65歳以上の方が対象で、登録情報は緊急連絡先や遺言書の保管場所など16項目、各区役所など受付窓口で申請後、登録書を提出するという流れになっております。情報の開示先は、医療機関、警察署、消防署、福祉事務所などで、本人の生命、財産等の保護のために必要があるとき、または本人の死後に開示するということになっております。登録料金や開示料金は無料でございます。令和7年9月現在で、相談件数が111件、登録件数が11件、開示実績はまだございません。

4つ目は、エンディングプラン・サポート事業でございます。本人と事業者、静岡市の3者で、葬儀、家財処分などの死後事務契約を締結し、本人の死後、契約内容がきちんと履行されているかを市が確認します。

資料3ページを御覧ください。ここからは、北九州市の終活支援の取組について御説明いたします。

終活に関する市民の意識が広がってきたことを踏まえ、北九州市社会福祉協議会において取組を行っております。令和2年度から実施している終活相談は、ウェルとばたにおいて、月に4回、予約制で、市民の終活に関する相談に相談員や専門家が対応しており、令和6年度の相談者数は89人、相談件数は195件となっております。

令和4年度からエンディングノートの作成、配付を始め、終活を進めるためのツールとして作成しております。終活相談で記入等の支援も行っており、令和7年度は約2万部を作成し、各区役所や市民センターなどで配付しております。このほか、多くの高齢者の方が集まるイベントや民間の終活フェアなどに出展するなど、啓発にも努めております。

このような中、北九州市における市民の終活の実情や課題を把握するため、昨年度、アンケート調査を実施いたしました。その結果を踏まえた上で、関係事業者や弁護士、関係団体などによる検討会を開催し、終活支援の在り方について、いただいた御意見を踏まえて、市として今後の方向性を取りまとめ、今年度から、北九州市社会福祉協議会を事業主体とした新たな終活支援の取組を行うことといたしました。

第1弾の取組として、11月5日に、ウェルとばた3階において、総合相談窓口、北九州市終活あんしんセンターを開設いたします。これまでの終活相談は、予約制で月4回の実施でしたが、今後は常設といたします。

2つ目は、終活の周知啓発の強化でございます。窓口やホームページ等による情報提供のほか、高齢者やその家族も含めて終活への理解を深めるため、できるだけ早くから終活に取り組んでいただくため、市民センターでの健康づくりなどの場を活用した出前講演など、効果的な周知啓発に力を入れていきます。

4ページを御覧ください。これからは、順次開始する取組になります。

3つ目の、終活事業者の紹介です。国のガイドライン遵守などを条件に登録した事業者を紹介

介するなど、市民に安心して事業者を利用していただくための仕組みを構築します。

4つ目は、死後事務支援です。葬儀、納骨、家財処分などについてのサービスを組み合わせることにより、利用者に最適なプランを御提案し、実施いたします。

最後、5つ目は、身寄りのない方や資力のない方への支援です。低額な保険料で死後事務支援を行うほか、終活から権利擁護、見守りまでの一体的支援を行います。説明は以上になります。

○委員長（金子秀一君） 精神保健福祉センター所長。

○精神保健福祉センター所長 ひきこもり支援につきまして、お手元のタブレットにお配りしている資料、千葉市のひきこもり対策事業と北九州市の取組についてで御説明させていただきます。

資料1ページを御覧ください。1、千葉市ひきこもり地域支援センターにつきまして御説明させていただきます。

千葉市では、平成28年2月にひきこもり地域支援センターを開設し、ひきこもり支援に取り組んでおります。

(1)運営体制につきましては、NPO法人に業務委託をしており、精神保健福祉士や社会福祉士等を8人配置しております。また、令和7年度の委託料は3,356万6,000円となっています。

(2)業務内容につきましては、電話、来所等による相談助言、自宅等への訪問相談、外出支援等同行支援、教育関係機関連携会議、市民向け公開セミナー、居場所づくり、ひきこもりサポーター派遣事業などを実施しています。

(3)相談等の実績につきましては、支援機関との連携や居場所での相談対応などを合わせ、令和6年度は2,349件でした。

次に、資料2ページを御覧ください。(4)支援の特徴について御説明いたします。

1つ目に、ひきこもり地域支援センターとこども・若者総合相談センターとの一体的な支援が挙げられます。2つのセンターは、同一のNPO法人により運営されております。また、同一施設の同一フロアにあるため、連携しやすい環境となっています。また、ひきこもり地域支援センターは相談のハードルが高いと感じる方でも、こども・若者総合相談センターであれば相談しやすいという方もおられます。そのため、千葉市では、こども・若者総合相談センターにおいてもひきこもり支援を行っております。

このほか、月1回、2つのセンターで個別ケース会議を開催し、情報共有や支援方法の検討などを行っています。相談のハードルを下げつつ、2つのセンターが連携しながら支援に当たることによって、多様な相談スタイルや相談員をマッチングすることが可能となっています。

なお、こども・若者総合相談センターにつきましては、参考として概要を記載しておりますので、御参照ください。

特徴の2つ目に、ひきこもりサポーター派遣事業の実施が挙げられます。ひきこもり地域支

援センターでは、ひきこもり支援に関心のある市民の方を対象に、ひきこもりサポーター養成研修を開催し、ひきこもりサポーターの養成、活用に取り組んでいます。この養成研修を修了した後は、居場所の運営などの協力を行っています。

資料3ページを御覧ください。次に、北九州市の取組について御説明いたします。

北九州市では、平成21年10月にひきこもり地域支援センターを開設し、ひきこもり支援の拠点として各種事業に取り組んでいます。

(1)運営体制といたしましては、NPO法人に業務委託しており、公認心理師や精神保健福祉士、社会福祉士等が4人配置されています。令和7年度の委託料は1,893万4,000円となっています。

(2)業務内容につきましては、電話や来所等による相談助言、自宅等への訪問、市民の方を対象としたひきこもりを考える集いの開催や、居場所づくり、クラブ活動の開催などを行っています。このほか、情報発信やネットワークづくりなどにも取り組んでいます。

(3)相談実績につきましては、電話や来所などを合わせまして令和6年度は2,049件でございました。

(4)支援の特徴について御説明いたします。

1つ目に、プロサッカーチームの協力を得て開催するギラヴァンツオープンマインドプログラムの実施が挙げられます。サッカー観戦やボランティア体験、運動体験の機会を通じて、社会参加の場づくりに取り組んでいます。

2つ目に、地域の協力を得たクラブ活動や居場所の開催が挙げられます。ひきこもり地域支援センターでは、不登校やひきこもり支援に関心のある地域の方々の協力を得て、イラスト部や写真部などのクラブ活動を実施しています。また、寺住職の協力により、地域の居場所を開催しております。

資料4ページは、今年度のギラヴァンツオープンマインドプログラムの資料です。参考までに添付しておりますので、御参照ください。私からの説明については以上です。

○委員長（金子秀一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 続きまして、ほほえみごはん事業について御説明いたします。

この事業開始の背景ですが、大田区社会福祉協議会では従来、65歳以上の方や障害のある方の希望者を対象に、安否の確認や地域の情報を届けることを目的に、月2回程度、ほほえみ訪問事業に取り組んでいました。そのような中、令和2年6月、大田区内で3歳の女の子が家庭内で1週間放置されて亡くなる虐待事件が発生いたしました。二度とこのような事件が起きないように、子育て家庭が孤立することなく、地域の見守りや支え合いの中で安心して子育てできる地域づくりを目指し、もともと取り組んでいたほほえみ訪問事業と寄附を掛け合わせて、子育て世帯を対象としたほほえみごはん事業を令和2年11月から開始したと伺っております。

次に、この事業概要について御説明いたします。

区内の子育て世帯に、1か月に1回、年に12回、食料等を宅配する事業でございます。対象は、ゼロ歳から18歳の子供がいる世帯のうち、本事業による見守りの必要があると認められる世帯で、利用料は無料となっております。主な提供品は、精米、パック御飯などで、これらは地域の無償ボランティアである絆サポーターを通じて提供されています。令和5年6月末時点の数字は、記載のとおりでございます。実施主体は、大田区の委託を受けている大田区社会福祉協議会となっております。

続きまして、北九州市で行っている取組について御説明いたします。

北九州市では、食料等を宅配する事業は行っておりませんが、見守りが必要な世帯に対する事業として、子育て世帯訪問支援事業を実施しております。この事業は、家事、子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、食事の準備を含む家事や子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、日常生活における負担を軽減し、児童虐待の予防を図っております。以上となります。

○委員長（金子秀一君） 総務企画課長。

○総務企画課長 続きまして、川崎市子どもの権利に関する条例に基づく取組について御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。川崎市子どもの権利に関する条例ですが、25年前の平成12年12月に全国に先駆けて制定され、平成13年4月1日に施行されております。

川崎市の主な取組について説明いたします。

それぞれの項目が条例に基づいて実施されており、括弧書きで条を記載しております。

1つ目が、子供の権利の広報です。子供の権利に対する市民の理解を深めるため、パンフレットや子供向けのリーフレット、動画等を作成しております。

2つ目が、川崎市子ども会議です。川崎市子ども会議は、子供が子供の権利やまちづくりなどに関する活動を行うもので、平成14年に発足しています。小学校4年生から18歳までの子ども委員が、子供の総意として意見等をまとめ、市長に提出することができます。

3つ目が、川崎市人権オンブズパーソンです。川崎市人権オンブズパーソンは、人権オンブズパーソン条例に基づき設置され、子供の権利の侵害、そして男女平等に係る人権の侵害に対して、相談や救済の申立てができるようになっております。

2ページを御覧ください。4つ目が、川崎市子どもの権利に関する行動計画です。子供に関する施策の推進に際し、子供の権利の保障が総合的かつ計画的に図られるよう、子どもの権利に関する行動計画を策定しています。計画に掲げる事業の進捗状況を把握し、計画終了時に自己評価を行い、川崎市子どもの権利委員会に意見を求め、結果を公表しています。

5つ目が、川崎市子どもの権利委員会です。子供施策の充実を図り、子供の権利保障を推進するための検証機関です。市長の諮問に応じて、子供施策における子供の権利保障の状況につ

いて調査審議し、検証結果について市長に答申を行います。

続きまして、北九州市で行っている類似の取組について御説明いたします。

1つ目が、子供の権利の周知啓発です。子どもの権利条約にうたわれている子供の権利、昨年度策定したこどもまんなかスイッチや子ども基本条例に規定する、子供にとって大切な権利を掲載した啓発用の下敷きを作成し、小学6年生に配付をします。また、24時間子ども相談ホットラインカードや子育て関連の発行物に、子供の権利について掲載をしております。

2つ目は、みらい政策委員会です。子供の目線のまちづくりを進め、子供が市政を考えるきっかけづくりにつなげることを目的に、市内の小・中・高生から成るみらい政策委員会で市の施策について検討し、市長へ提言することで、子供たちの意見を事業に反映する取組を、令和6年度より実施しております。

最後に3つ目が、電話、eメール、LINEによる相談です。学校や友達などのことで悩む子供からの相談のほか、親などからの相談について、専門の相談員が24時間体制で電話やeメール、LINEで受付をしております。

参考までに、川崎市子どもの権利に関する条例の条文を添付しておりますので、御確認ください。私からの説明は以上となります。

○委員長（金子秀一君） ただいまの説明は、行政視察のための事前研修となりますので、委員の皆様は執行部に対する意見や要望ではなく、説明に対する質問を行っていただきたいと思えます。当局は、答えられる範囲で結構ですので、答弁をお願いします。なお、当局の答弁の際は、補職名をはっきりと述べ、指名を受けた後、簡潔、明確に答弁願います。それでは、質問はありませんか。西田委員。

○委員（西田一君） まず、大田区社会福祉協議会がやっているやつですね、子ども宅食事業。以前から私、神戸市なんかもやっているんで、宅食したらどうですかと。本市は、いや宅食はやらないよということなんですが、確認です。本市が宅食はやらないよ、やらなくてもいいんですよと言っている理由をまず教えてください。

それとあとは、終活支援事業とひきこもり対策事業、ちょっと要点というか、視察先の自治体が本市よりもスペックがいいところを、ごめんなさい、資料を見ただけでははっきり分からないので、教えてください。2点。

○委員長（金子秀一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 以前も御質問いただいておりますけども、対象家庭、虐待等の家庭との信頼関係を構築することはもちろん重要だとは認識しております。今の取組としましては、やはり保護者だったり、関係機関も通じてですけども、信頼関係をつくるため、粘り強く取り組んでいくということが重要かと思っておりますので、宅食事業そのものは今のところ予定はございませんけども、いろんな関係機関との連携を深めながら、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 静岡市の視察に行かれるということで、北九州市よりスペックがいいところという御質問だったかと思うんですが、静岡市の新たな取組としては、今年度から始めている、4月から始められている終活情報登録というところで、2年前、横須賀市に保健福祉委員会が行かれたこともあったかと思うんですけど、北九州市は、この登録情報につきましては、現在まだ他市の動きとかも見ながら、個人情報であったりとか登録している情報をどのようにマッチングにつなげていくかとか、それから、一回登録した情報をどうやって更新していくかとか、そういったところが私どもの課題と考えておりますので、その点について静岡市がどのように考えているかというところは興味があるし、その辺をどのように整理したかというのを聞いてみたいと思っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）精神保健福祉センター所長。

○精神保健福祉センター所長 資料の2ページに支援の特徴ということでお示ししておりますけれども、ここのひきこもり地域支援センターとこども・若者総合相談センターとの一体的な支援というのが、北九州市でも隣同士に両センターはあるんですけども、ケースの方があれば一緒に連携してやっているというのは聞いているんですが、この一体的な支援の内容のところ北九州市とは違ったところと考えておまして、ここを少し、取組としてはどんな感じなのかなというのとは私としては感じているところです。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）要点ありがとうございます。

1点、宅食は必要ない、信頼関係の構築はできているということですが、お子さん、家庭を支援している中で当然困窮世帯もあろうかと思うんですが、そういった困窮世帯も、今のところ、例えば親がなかなか家事ができなくて子供が十分に3食食べられていないとかいろんなケースがあると思うんですけど、そういった家庭はないという理解でいいんですかね。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 もちろん様々なケースはございますけども、子供の安全といえますか、生命が脅かされるような事態に、私どもの一時保護という権利も持っておりますので、本当に危ないときは職権でもそのような対応を取っているところでございます。ただ、まだ保護するまでもなくて、粘り強く介入できれば、先ほど説明した訪問事業等も活用しながら支援を続けているところでございます。以上です。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）仮に、訪問した先で、御飯が食べられていないとか、今日はお昼どうしたの、夜どうしたのというようなことがあった場合はどういうふうに対応されていますか。

○委員長（金子秀一君）子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 訪問した先で保護者と一緒に子供がいる場合は、やはりなかなか

職権とはいえ一時保護は難しいところはございますけども、本当に危ないときは、警察等の協力も得ながら職権でも保護いたしますし、例えば翌日学校に行っている間に、そこは保護者とは分離されておりますので、そこで保護するような体制も取っております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）西田委員。

○委員（西田一君）分かりました。

○委員長（金子秀一君）ほかに質問はございませんか。伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）2点ほどですね。最初の終活支援のところの4ページで、これからの新規事業というところで、身寄りのない方や資力のない方への支援というところですけども、最初の、低額な月額保険料による死後事務支援ということですけども、低額なというところで、どれくらいの金額を計画されているのかというところが1点ですね。

それともう一つは、千葉市のひきこもりのところですけども、本市のところでは3ページ、地域の協力を得たクラブ活動や居場所の開催というのがあるんですけど、ここでいろいろクラブ活動が展開されているということですけど、こういったクラブ活動は今市内にどれくらいあるのかということと、同じく、寺住職によるうんぬんというのがあるんですけども、こういった場所も今市内にはどれくらいあるのかといった2点です。よろしく。

○委員長（金子秀一君）長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 終活において本市が今後取組を進めていく、順次開始するところの分の、身寄りのない方への支援についてのお尋ねだったかと思いますが、低額な月額保険料によるってところなんですけども、具体的に、11月5日からのオープンということで、現時点で社会福祉協議会からお聞きしている内容からすると、月額3,500円から5,000円ぐらいの間で、年齢にもよりますけども、そういった保険的なものを活用するということを考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）精神保健福祉センター所長。

○精神保健福祉センター所長 ひきこもり傾向にある方とかひきこもりの方を対象としたクラブ活動が市内にどれくらいあるかということですけども、そちらは把握しておりません、あくまで今言ったクラブ活動というのはすてっぷの中でやっている活動になりますので、市内でどれくらいの方、こういったところの活動がクラブ活動みたいな形でやっているかというのは、すいません、把握はしておりません。

寺住職による地域の方と連携した活動ということで、お寺でしていただいている活動がありますけれども、これ以外にそういった場所があるかというのは、申し訳ございません、把握はしておりません。以上です。

○委員長（金子秀一君）伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君）先ほどの終活支援のところの月額の保険料ですけど、こういったところをやっているというか、どこがやっているのか、私もつかんでいないんですけど、大体先ほど

説明されたそういった金額の設定なんですか。他都市と違いますか。

○委員長（金子秀一君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 民間事業者によってやり方はいろいろありますし、例えば他の政令市では、社会福祉協議会独自で預託金を10何万円とか20万円とか預かってやるとか、いろいろ方法はあるんですけど、現時点でうちの北九州市の社会福祉協議会については、月額保険、掛け捨てみたいな感じなんですけど、それで、これの金額というのは全国一律の金額ということなので、一般的な金額と考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） それともう一つ、先ほどのクラブ活動の数じゃないですけど、つかんでいないということですけども、それが知りたいんで、時間はないんですけど、もし短時間でもつかめるところがあればね。もう時間ないか、行くまで。今後でもいいんですけど、つかんでもらいたいと思います。以上です。

○委員長（金子秀一君） ほかに。中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君） 終活の件でお尋ねします。

視察に行ったときにとんちんかんな質問をするとおかしくなっちゃうので。今後の取組で、終活事業者の紹介のところ、今決まっている範囲でいいんですけど、多分今募集というか、事業者に登録されませんかというのをされているので、まああの頻度で私に問合せが来ているんですけど、こちらの認証という2事業者っていうのと、北九州市がやろうと思っている登録事業の違いとか。なぜこういうことを聞かかかというのと、本会議でも聞きましたけども、様々な事業者がいるので、市として登録をするってなかなかハードルが高いとか、一つ一つ認証でもないと思うので、どんな基準で登録をして、市民の方にここどうですかってお知らせするのか、すごい私、はてななので、分かっている範囲でいいので教えてください。

○委員長（金子秀一君） 長寿社会対策課長。

○長寿社会対策課長 事業者の登録の分ですけども、静岡市はかなり厳しい基準で、どちらかというとな北九州市よりは、今までどれだけ何年やってきてという、今後の会社の継続も含めて、終活なので長い期間関わっていくというところもありまして、そういったところを非常に重視した審査になっているというところ、現時点で2社という、狭き門だなと感じております。

北九州市におきましては、いろんなたくさん事業者で、しかもいろんな分野がある中で、不安に思われている市民の方々に適切な事業者を紹介するために、2年前、国が事業者ガイドラインというものをつくってございまして、きちっとこういった契約ですよとか、この分の契約の範囲の仕事はここまでですよとか、それから、それに関して幾らですよということを説明する。結局それがトラブルのもとになりますので、そこをきちっと説明するというようなところを基準にガイドラインをつくってございますので、それをきちっと守れるということを社会福祉協議会で確認をし、さらに、何かあったときは、責任者を設けて、例えば消費生活センターとか

にクレームが行ったときは全部その責任者が対応するというようなところで、消費生活センターと連携を組んでその辺の審査をやっていく。それからプラス、今最終的にまだそこは決まっていないところがございますけど、登録料を頂く。それだけのことをしてでもちゃんと登録をするという事業者というのを、まだ最終的には決定はしていないんですけど、その辺までを考えて、適正な事業者をきちっと、私たちとか社会福祉協議会がやる事業に賛同していただく事業者を登録するという形を取りたいと考えております。以上でございます。

○委員長（金子秀一君）中村じゅん子委員。

○委員（中村じゅん子君）ありがとうございました。

○委員長（金子秀一君）ほかに。小宮委員。

○委員（小宮良彦君）要望というかお尋ねで、後で時間がないので教えていただくだけで結構ですので、すいません。北九州市ひきこもり地域支援センターが平成21年10月に開設されておりまして、開設して16～17年たちますが、業務内容として1から5までありますが、それ以外もやられていると思います。それ以外のやったことと成功事例があったら後で教えていただいたら幸いです。終わります。

○委員長（金子秀一君）じゃあ、資料の要求ですね。分かりました。ほかにございますか。小松委員。

○委員（小松みさ子君）ほほえみごはん事業の中で教えていただきたいんですけど、北九州市は食料の宅配をされていないということなんですけども、その代わり食料品の無料配付と、東京都大田区がされているのは届けるのと一緒に見守りをしているんだと思うんですけど、北九州市でも食料品の配付と生活相談が一緒になったようなイベントがあるみたいなことを、すいません、何か載っていたんですけど、その状況とかがもし分かればと思うんですけど。ごめんなさい、分からなかったら……。

○委員長（金子秀一君）総務課長。

○総務課長 今おっしゃられているのは、保健福祉局で行っております食料支援つきの相談の事業だと思います。申し訳ございません、本日担当者が同席しておりませんで、もし必要であれば後日御報告に伺います。

○委員長（金子秀一君）小松委員。

○委員（小松みさ子君）ごめんなさい。じゃ、後でまた教えていただいたら。宅配をすることが今予定はないということだったので、お届けをそういうイベントで利用されている方がたくさんいるのであれば、やはりそういう宅配というのもまた考えていただいたらいいかなと思ったので、後でまた教えていただけたらと思います。すいません、以上です。

○委員長（金子秀一君）ほかにございますか。森本委員。

○委員（森本由美君）小松委員との関連なんですけど、本市における取組ってところで、ほほえみごはん事業のところの下の資料ですが、参考、見守りが必要な世帯に対する事業というの

を民間がやっているのを知っているんですが、これは市との連携ではないのかというのを確認したいと思うんですけども。全く東京都大田区と同じではないけれども、ちょっと気になる御家庭に訪問して、ついでにというか、食料もお渡ししているというのを民間でやっているって聞いているんですけど、そういうのは把握されていないですか。そういうのもどんどんやってほしいというのを民間からもお聞きしているんですが、全然把握していなければ結構です。自分で調べますけど、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（金子秀一君） 子ども総合センター次長。

○子ども総合センター次長 すいません、子ども総合センターとしては把握しておりません。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） もし分かれば、担当課の方から何か情報をいただければありがたいです。今こちらにはいらっしやらないということですよ。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 恐縮です、確認ですが、宅配ではなく、例えば無料で食料を配るような、そういった事業をやっているところがあればその実績ということでございますか。

○委員長（金子秀一君） 森本委員。

○委員（森本由美君） 私もNPOの方から、それも複数、そういうのを市がやるべきだということで、気になる御家庭に行って、それで何もただ御用聞きではなくて、食べ物を配りながらやっているというふうなことを聞いているんです、少なくとも2団体から。だから、そういうのを把握しているのか、市との連携はあるのかというのを後で調べて、分かれば教えていただきたいと思います。

○委員長（金子秀一君） 計画調整担当課長。

○計画調整担当課長 すいません、局内で確認させていただきますが、配るという活用じゃなくて、そういった食べ物を配りながら、いろいろ家庭の状況を確認したり等、こういった事業はやっている可能性がありますので、担当の部署のほうからまた御説明にお伺いさせていただければと思います。恐れ入ります。以上でございます。

○委員長（金子秀一君） ほかにありませんか。

ほかになければ、以上で行政視察の事前研修を終わります。

なお、視察終了後に、本委員会において、視察内容について委員間での意見交換を行い、所管事務の調査の委員会報告書に反映させていく予定ですので、よろしく願いいたします。

以上で所管事務の調査を終わります。

本日は以上で閉会します。

保健福祉子ども委員会 委員長 金子秀一 ㊟